

## 「たまかわくらし体験住宅整備事業」業務委託仕様書

### 1 目的

玉川村では、令和6年度に「たまかわくらしサポートセンター(以下、「センター」という。)」を設立し、関係人口拡大や移住・定住促進をさらに力強く推し進めていく。

本事業では、豊かな自然の中で実現する自分だけの「たまかわくらし」を実現するため、公共施設を活用した新たな「たまかわくらし体験住宅(おだか南)(以下、「おだか住宅」という。)」の環境整備を実施し玉川村村の気候風土を感じてもらいながら、コミュニティへの参画を促すため、「おだか住宅」を運営するとともに、村内での様々な交流や体験メニューの整備・充実を実施し、移住希望者及び二地域居住希望者のサポート体制を構築する。

### 2 事業内容

#### (1)「おだか住宅」の整備

##### ■施設名称と所在地

施設名:たまかわくらし体験住宅(おだか南)

所在地:玉川村大字小高字丑久保62-11

構 造:木造平屋建て

建築面積:77.41 m<sup>2</sup>(2 世帯分)のうち 1 世帯分(南側 1 戸)

間取り:2DK(6畳×2間、キッチン、トイレ、バス、洗面脱衣室 等)

※別添平面詳細図参照

##### ■環境整備条件

- ・移住希望者及び二地域居住希望者向けのたまかわくらし体験住宅として実施設計を行うこと。
- ・和室 2 間のフローリング化を図ること。
- ・生活に支障がない範囲で、各室の天井、壁、床板等の改修及び模様替えを図ること。
- ・使用不可の家財・キッチン・トイレ・バス等については適時更新を行うこと。
- ・室内の清掃及び補修を図ること。

#### (2)利用者の利便性向上に資する取り組み

##### ■生活用備品・家電類の設置

- ・上記改修施設使用用途及び必要機能等を十分に考慮し、生活用備品を設置(調達)すること。
- ・wi-fi環境を整備すること。

##### ■施設管理物品の管理

- ・施設管理物品の適切な保管に関する物置等の設置と、適切な管理を行うこと。

##### ■情報発信

- ・本施設の利活用に向け、SNS 等を活用した情報発信を行うこと。

発信回数:10回以上(同様の内容の発信については複数回投稿しても1回と数える。)

### (3)おだか住宅の管理運営、利用者の募集・受入れ

#### ■おだか住宅の管理運営

- ・(1)の業務で整備したおだか住宅について、移住希望者を受け入れるための管理運営を実施すること。
- ・委託料には住宅の管理運営費用として、以下の施設維持管理費を含む。
  - ① 住宅のクリーニング、簡易修繕、住宅敷地内の草刈り等の環境整備にかかる費用
  - ② 光熱水費(下水処理費用を含む)
  - ③ Wi-Fi 使用料等の通信料
  - ④ その他、一般の住宅管理に必要と想定される費用

#### ■利用者の募集・受入れ

- ・(2)の情報発信と併せて、県外在住の移住希望者及び二地域居住希望者をメインターゲットに、住宅利用者の募集を行うこと。
- ・住宅利用希望者の募集から入居～退去にかかるまでの諸手続きをサポートすること。

### (4)報告書の作成

上記事業に係る一連の成果を取りまとめた報告書を作成する。

#### 3 履行期間

- 改修及び備品調達期間:契約締結日から 2024 年 7 月 31 日まで
- 事業完了日:2025 年 3 月 31 日までとする。

#### 4 成果品

- ・事業報告書 1 部

#### 5 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

#### 6 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は隨時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

#### 7 完了

本業務は、運行報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を

受け、検査合格により完了とする。

## 8 その他

- ・本委託業務にあたり製作される成果物の著作権は村に譲渡するものとし、成果品については、村が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- ・受託者は、業務の遂行にあたり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めがない事項または仕様について生じた疑義等については  
　　村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。